

## 議会基本条例制定特別委員会記録（要旨）

日時 平成24年4月25日（水）  
午前10時00分～11時58分  
場所 第1委員会室

出席者 二見委員長 根岸副委員長 小笠原委員 桑原委員 神保委員 添田委員  
三橋委員 （ほか傍聴議員2名出席）

欠席者 原委員

事務局 安藤局長 和田副主幹

委員長 条例案に対する全員協議会（以下「全協」）での意見を受けて、見直し作業を行ったので、担当委員より説明願います。

委員 まず前文について、これでは長いのではないかという意見が出された。しかし我々としては3つの核をもってこの文を作成したので、これで良いのではないかということになった。ただ、条例文が出来上がった段階で、全体の趣旨に合うか合わないかをもう一度見直していく必要がある。

第1条の目的、「二宮町町民」はくどいというので「町民」とした。ここでの福祉は広義なので、文言の説明を入れようと部会で決まった。このコメントにあるのは、ネットで検索した内容だが、「公的配慮によって社会の構成員が等しく受けることのできる安定した生活環境」ということで、これは一例であるが入れていく方向で部会にて決まった。

次に第2章第4条第4項中「積極的に」という表現が義務感が強くなりすぎないかという意見はあったが、義務感はあるけれどもよいのではないかという話が部会で出たので、このままでよろしいのではという結論にいたった。

（異議なし）

第3章だが、第2章までは序文というか、意気込みを示すものだが、核となる委員会活動が第8条として出てくる。ポイントは、全協の位置付けだ。執行者側の報告に対して質疑を行ってしまっている。コメント6にあるように、全協の位置付けを明確にして委員会の活性化を図れるようにする。全協はあくまで説明会として質疑は委員会とすれば、そのやりとりは記録も残る。この点については全協に諮る必要がある。全員で認識を同じくする必要がある。

委員長 第8条の前に第7条「議会運営の原則」に関連して、先例確認事項をここに入れたらどうかという意見は出ているが。

委員 今回、先例確認事項を入れるのか、又は要綱とするのかという話は出たが、先例確認事項をそのまま踏襲するのではまずいのではないかという意見が出た。こ

の委員会ではなく全協で協議してはどうか。

委員長 今まで話し合ってきたが、要綱とするのではなく、逐条に先例確認事項として入れておけばよいのではないか。

委員 先例確認事項の代わりに要綱を作成するのか。

委員 議会運営委員会（以下「議運」）の委員長として、議運でしっかり管理していくべきだとも考えているが、この特別委員会が全協と共にルールを作っている中で、（先例確認事項は）議運でこれは要綱に持っていった方がいいとか議論しても良いと思うのだが、時間的に許されるものなのか。

委員 先例確認事項というのは（一般に）公開されていない。ここでは公開を原則としているので、公開されているものを載せなければいけないのではないか。

委員 先例確認事項をみると、「発言」という項目のところでは、発言を求めるときに議長の指名に「ハイ」と応答するとあり、条例やその逐条解説に入れるような種類のものではない。先例確認事項の中身について、議運でよく精査してもらいたいが、できるのか。

委員 今日議長が所用で欠席されているが、全協で協議する必要があるという考えかもしれないので、ここで結論を出さず、午後に議長が来られたときにあらためて確認するのが良いと思う。

局長 先例確認事項の要綱化ということで話が出ていたが、要綱として制定するほど重要な事項ではない。逐条の中に入れ込んだ方が読む側にとっては分かりやすい。先例確認事項の重要な事項だけ逐条に入れて、それ以外の細かい部分はそのまま先例確認事項として残すということでも良いのではないか。

委員 すると先例確認事項は残っていくということか。

局長 そういうことになる。

委員 先例確認事項のうち、いらぬ部分はどんどん削除して行ってほしい。残すべき部分を見つけておく作業が必要だ。

委員 第10条の政策討議について、本会議において政策討議をしようということで、本会議において討論・議論を経て議決するというのを残しておくべきだというのが逐条部会における結論だ。

委員 自由討議について、全協において3回までの討議を試行しようという話も出たが、どうなったのか。

委員 3月に委員会で試行するとしていた、委員会での3回までの討論できるという決まりだが、今回はそうした討論はされなかった。議案でなく陳情であればできたかもしれない。

委員 大磯もそうだと思うが、自由討論はフリートークというか、そういうイメージを自分も抱いていた。

委員 自由討議は「私は〇〇さんの意見に同意できない」というやりとりをイメージ

していた。この前委員会で試行できなかったというのは、3回までとかいろいろルールを作ったからではないか。やるのなら常任委員会からやっていくのが良いのではないか。

委員 先ほど、1回目の試行で実行した人がいなかったからこれでいいのかという委員の意見はあったが、結論づけるのは早すぎる。私は今の議員のレベルだけを考えて条例を作るべきではないと思う。議員の発言の自由度を高くしておくことは大事だと思う。

委員 陳情のときに（討議が）やりやすいというのは、それは討論する前に行われる議員間の意見交換ということで、それは以前からできていた。ただし、条例改正だと意見交換の場が設けられていない。（陳情審査はよくても）条例改正には適さないということか。

委員 議事録にはその意見交換は残るのか。（「残る」との声あり）

委員 条例改正、陳情でも国の法律改正に伴うような内容であると意見を出しづらく、反対してもどうにもならないということもある。ただ3月議会の制定や改正条例の中には町独自のものもあり、条例についても（意見交換の場を設けるべきであったと思う）議運で検討できたことなのかもしれない。

局長 町の条例改正には、上位法の改正によって改正されるものと、町独自で改正するものがある。改正内容によっては、執行者側を外して議員間だけで討議するというのは、非常に難しいのではないかと思う。例えば町独自の手当について、金額を上げるか下げるかの議論をするとき、意見交換はできたとしても、そこから合意形成ができるか疑問である。手当を上げることに異論は少ないだろうが、下げる場合に、考え方が執行者、議員、会派で分かれてくる。結論に議論が反映されず単なる言い合いに終わる可能性がある。

委員 「分かりやすい議会」ということでは、やりとりの中で双方の考え方が明確になるので、そういう意味では必要ではないかと思う。

委員 合意形成という言葉を入れるか入れないかで議論になった。合意形成という言葉は誤解を招きやすいという話で入れなかった。その際、どうして議論が必要なのかという話になり、考え方、論点・争点を明確にするという意味で必要という話になった。

局長 そのときには執行者側は議論に入らず、議員間のフリートークということでは成り立つと思う。

委員 その後、議決になるので問題は無い。

委員 執行者側から言わせれば、質疑のあと議員間の討論になる際、質疑で交わされていない問題について持論を展開するのは、一方的でおかしいということになる。議員の自己満足の場で終わってしまっていていいということか。

局長 確かに執行者側からはそのような声も聞こえてくる。条例の議論の中でそれを

やるのは難しいと思う。

委員 執行者側から提出された条例案に不満を持った場合、議会側は（条例案を）提案することができる。結論を変えるための討論ではなく、変えるつもりなら議員から条例提案をすべきだと思う。

委員 執行側との話し合いが必要なのは、後で出てくる調査権と絡んでくるもので、要するに我々は情報が無ければ議論できない。議論するためには執行者側が持っている情報の提供が必要だ。

第 11 条の調査活動について、議員経験年数の多いかたは、調査活動については並々ならぬ重要性を感じておられるようだ。その調査する権利を保障せよということであったが、事務局側からは、百条委員会による調査権を除けば、議員個人の調査権は一般住民と変わらず、情報公開条例に基づく請求権などと同じ扱いであるとの指摘があった。議員は特別の立場ではないということで、やはり議会なり委員会として調査権を発動しなければならないという結論にいたった。

委員会の中で調査権をどう位置付けるかを議論しなければならない。

委員長 調査活動を委員会活動の中に入れ込むかどうか。

委員 委員会で調査権を発動するという経験が私には無いので、先輩議員の意見を伺いたい。

委員 委員会として調査するといえば、視察がある。何か問題が起きたときに特別委員会を設置して調査する。そうなれば一般町民よりは情報は得られる。議員個人でなく、第 11 条に委員会という文言を入れることで調査活動の幅を確保できればよいと思う。

委員長 条例か逐条かどちらに入れるか。

委員 逐条だけでは弱いと思う。

委員 第 11 条の調査活動の部分は出たり入ったりで、町民と議員個人はそう変わらないということだったん削除とされた部分だ。しかし、議員として調査活動をなくしてしまったらなんにもならないだろうという意見があった。第 8 条の委員会活動の方へという話が出ていた。

委員 原委員の主張によれば、政務調査費が個々に出ているのだから個人でいくらでも調査できるだろうということで、ここはだいたいもめた部分だ。百条委員会とは別に、廣瀬先生（※法政大教授・二宮町における講演内容は平成 23 年 10 月 30 日講演会開催時の概要を参照）は調査会を設置するという形で、お話されていた。意思決定を促すための調査会の設置というふうに、私は委員会より自由度のきく調査会というものを想定していた。

委員 調査会は、公式なものとして議事録を取れるのか。委員会の方が分かりやすいのではないか。ここでの調査活動は、「町長等の事務が適正に執行されているかについての調査」なので、例えば東大跡地の件についても、執行者側は都合の悪

いことはまだ言っていないと思う。全体を把握した上で議論したい。どちらかと言えば、調査会というより、権利が明確である委員会活動で定義した方が分かりやすい。

委員 委員長に確定していただきたいのだが、11月24日の委員会において、調査活動について議論している。先程の調査会についてもしっかりと議論していて、今の議会のシステムで運用されるものであるから、調査会を位置付けるべきではないというふうに委員長が結論付けている。それがまた出たり入ったり曖昧になっているのもう一度結論付けてほしい。

委員長 調査活動は削除としているので皆さんがそれでよければその通りで良い。

局長 個々に議員の調査活動は、具体的に入れる必要は無い。第4条の議員活動の原則のところ、議員は資質向上のため調査を行うというくだりを入れれば良いのではないか。あくまで議員個々の活動は議会としての活動と違うということで、委員会で現在は閉会中の継続審査が認められているわけだから、その中で調査活動を活かせば良いのではないか。ここに情報公開条例とあるが、個々の議員が（情報を得ようと）請求に来ても、一般の方と同じ情報が提供される。しかし委員会活動となれば、議会の調査ということで、経過報告的なものが出されるだろうから、議論が深まる。その辺を区分けして考えてもらいたい。

委員 （閉会中に）委員会を開催するにあたり、資料提供や出席依頼は委員長名で出すものなのか。調査権はあくまで議長を通してやるものなのか。

局長 委員長で構わない。執行者側からは議長でないと、という言葉も出てきているが、その辺はすり合わせをする。

委員長 第4条に1項目入れてはという提案が出たので、作業部会でそのようにされたい。第13条の通年議会については、本日午後の全協で議長から事情が変わったということで説明があるそうなので、ここでは議論しない（※注1）。また、夜間・日曜議会もこの資料には出ているが、削除ということで扱う。

委員 第4章の町民と議会との関係、第15条の会議の原則公開については、我々としては全部公開できればと思うが、この逐条解説にある通り、個人情報保護のためという点だけを挙げて公開できないとしているのだが、予算関連内容で、予算発表の前の全協でいち早く情報を得て、自身の事業に有利となるような行動をとることも考えられるので、特定の関係者の利害関係という解説を入れたが、異議はないか。（「なし」との声あり）

第17条の課題（テーマ）を決めた政策会議の部分については先の全協だけでなく逐条部会でも議論沸騰で、まず名称もさることながら、運営の方法が問題になった。（町民との）意見交換会である課題が出たときに、委員会と並行して政策会議というものが持てるのかという議論があった。運営に関しては具体例をもって考えないと、ここに入れたがために何かやらなければいけないということに

なってしまう。当面、政策会議は条例文には入れず、その下の議会報告会と意見交換会の開催に限定して始めた方が、将来的に政策会議を持つにしても良いのではないか。そこで第 17 条を削除して、第 18 条の逐条解説中に、「また、必要があれば政策会議の開催も検討します。」とした。

委員長 第 17 条を削除で良いか。（「賛成」との声あり）それでは削除とする。

委員 次の第 18 条議会報告会と意見交換会について、この条文から「町民と議会の質疑は別途定めた要綱の下で行う。」というのを、これを除くかどうかで議論があった。結局要綱を逐条部会で作成したので、それはそれで良いかと思う。

委員 要綱をいちいち入れるより、最後に「別途定める」と委任する方法もあると事務局からあったが。

委員 それでは分かりにくいのではないか。

委員 委任すべきだとか、要綱にすべきだというのを今どうしろというのではなくて、先にも出てきた先例確認事項をどのように振り分けるかによって、委任の可能性もあると考えて話した。

委員 先ほども事務局から先例確認事項を逐条解説の中に入れての方が分かりやすいということ saying していた。逐条と条文は別の文章に書かれるので、要綱がそんなに数多くあるとは思えないので、運営のしかたをここに入れてしまうのも一つのやり方だと思う。

委員 逐条と要綱という話ではなくて、先ほどの話は、条例の最後に委任の条文を入れてはどうかという意見だ。今は逐条解説が長くなるとかいう話ではない。

局長 第 18 条の「町民の議会の質疑は別途定めた要綱の下で行う」というのは、明文化するということか。委任の関係で、この条例の関係で、「規則で定める」のように、規則委任する場合ならいいが、規則委任しない場合、条例が施行された後に疑義が生じた場合にあとから委任の条文を付け加えるものであって、基本的には今すでに明らかになっている事項について「委任」に送ることは考えないでほしい。現段階で、実施要綱が複数あるから委任に送るというのは違うと思う。

委員 この条例は議会の中で最上位に位置するものだと考えていたので、今の指摘のようなことは考えていなかった。単に補足の意味である。

委員長 結論は、逐条に「その運用は別途要綱に定めます」として、「町民と議会の質疑は別途定めた要綱の中で行う。」というのを削除。

委員 第 19 条請願と陳情で、請願と陳情は町民の政策提案という部分を広く「町民等」とした。異存は無いと思う。

第 20 条意見提案手続きで問題となったのは、町民が意見を提案するにはそのような手続きとするかということ、逐条解説にもあるように、パブリックコメントのやり方を明記した方が良いのではということ、マニュアルを部会で作成した。

委員長 マニュアルなのか要綱なのか。要綱としてならまた文面に入れてほしい。

委員 了解。

委員 次に第5章の議会と町長との関係、第21条中「反問権」について議論され、逆質問権という言葉も出てきたが、「反問権」で良いのではないかという結論になった。逐条解説の中では、「議長の許可を得て議員に逆質問」とあるが、条例本文中にも同様の表現を入れてはどうかという提案があった。実際の運用で、町長、執行者側が勝手にしゃべってしまうということがあって、そんな場合においても議長がファシリテーターとしてコントロールするのであるから、逐条解説だけでなく、条例文にも「議長の許可を得て」という一文を入れてはどうかという提案である。（「賛成」との声あり）

委員長 条文に入れることにする。逐条解説もこのままで。

委員 次に第22条町長等の政策形成過程の説明のところでは、「求めることができる」のうち「ことができる」を削った。

委員 確認したいが、次の議決事件と絡めて、この第22条にあるのは、執行者側がやるべきという話ではなくて、こちら側が執行者に求めるということによいか。これらの材料がなくて、こちらが気がついたときに求めるということになる。（材料が）なくても議決はできるので。範疇はここにある「政策等」によいか。

委員 今、問題になっているのは、（総合計画について）政策のレベルにするのか、施策まで落とすのか。もっと具体的な事業案まで落とし込むのかということだ。この条文に具体的に書いてあるのでそれで良いではないか。

（異議なし）

委員 それでは懸案の第23条、議決事件についてだが、一昨日に執行者側と意見交換を行った。問題はここで第4項、「前3項に掲げるもののほか、町行政の基本的な施策に係る計画（計画の期間が5年以上のものに限り、また法令又は他の条例に定めのあるものは除く）」という箇所だ。これに該当する計画がどの位あるかということで、執行者側から提供された資料では22施策・計画があった。数が多すぎる。あと、問題は計画の中で基本構想、基本計画、実施計画という、要するにビジョン・政策・施策・事業というものが計画に書かれている。その中で、どこまでを議決事項にするのか。総合計画の実施計画は3年ごと、3年、4年の計10年で構成されている。その3年とか4年の短い期間を議決するのかということになる。あと、どのような形で議決するのかということが問われている。これは単純に委員会、本会議で議論するのかと。そうではなくて、その内容を精査するのであれば、その計画の立案段階から議論すべきではないかという指摘があった。議決事件を単に賛成・反対でなく精査するのであれば、立案中に委員会で議論すべきものではないか、そこまで議会は考えているのかという話があった。もし委員会活動の中で議決事件を検討していくのであれば、22という数は現実的

ではない。

委員長 この前、執行者側と話した中で、総合計画は出来上がったら全協で報告するか、議案として上程するかは、(執行者側では) まだ決まっていない。

委員 第4項の文面はこれでいいのか。「前3項に掲げるもののほか、町行政の基本的な施策に係る計画」の後に、「の中で、議決が必要と判断されるもの」という言葉が入っていたと思った。今までの議論の中で、私たちが議会として議決していきたいというのがこの1から3までで、所謂逃げのような形での第4項だと考えていた。

委員 条例文を作成する中で今言われたことは入っていた。「基本的な施策に係る」という部分がそれだ。そこに取捨選択するという意思が含まれていた。ところが、執行者側から突かれたのは、どうやって取捨選択するのかということだった。曖昧だということだ。

委員 執行者側は、この条文では全部が(議決の)対象と読み取れると話していた。

委員 何を基準に選ぶのかということと、一番問題なのは議決事件ということで、議決するからには責任を取れと。単に議決で賛成・反対でなく、委員会を通して立案段階から精査するののかと。指摘を受けるまで、私はそこまで考えていなかった。

委員 どうしても議決をしたいのは、ここにある1から3までだが、議会基本条例というのは我々が議員を辞めたあとも続いていくもので、今22項目(の施策・計画)の他にまた重要なものが出てくるかもしれない。現状では22項目全部でなく3つだけを議決するというのでよい。しかし将来議決すべき施策・計画が出てきたときにこの第4項の逃げの規定がなければ議決事項として上げられないのではないか。この条文では言葉足らずだ。

委員 まさに今指摘された通りの意味を込めて、この条文を作成したつもりだったが、言葉足らずと言われればそうかもしれない。

委員長 重要か否かを判断するのは難しいが、どうするのか。

委員 最初の3つと最後の4つ目は意味合いが異なってくると思う。この、第4項のように曖昧なものを個々に入れるべきなのか。私は今後の条例改正の中で入れて(増やして)いくことでも良いと思う。

委員 議決事件を拡大することに関しては、これまで(町長の附属機関である)各種審議会等から、充て職の議員を引き揚げようという話が出ている。私は1から3までは重要なので、ぜひ入れたいと考えている。多治見市議会では策定の段階から関与している。予算が絡むものについては、行政側と何度も調整を重ねているとのことだ。時間もかかるし、すり合わせもしっかりやらなくては、これを議決事件とできるかどうか危うい。一昨日の(執行者側との)意見交換は、すり合わせでなく、こちら側の準備ができていないことを考えても、現在の議会の態勢では4番目についてはできないと思う。前の3項目ですら危ない。もう少し議会側で



しっかりした計画をたてて行政側と調整しなければできない。第4項目は削除した方がいいと思う。追加するのなら（その都度）条例改正でやっていけば良いと思う。

委員 個人的には第3項目は難しいのではないかと思います。第4項目は可能性を否定するものではなく、このカッコ書きはやめて、いざというときの項目として置いてあれば良いと思う。

委員 第4項目は削除した方がいい。ただし、重要なものが出てくれば、議運あたりで選別して議決事項とすれば良いと思う。

委員 最初の3項目は入れて、第4項目を入れないという話で、（議会側の）態勢が整わなければ最初の3項目も危ういということだが、仮に態勢が整えば、第4項目を入れても問題ないのではないか。

委員 特別委員会を設置した中で策定からやるのかそうでないのか、別途決めていかななくてはならないが、いずれにしても時間と労力を使う。期間も行政とすり合わせなければ、（こうした施策・計画策定には）終りが決まっているので、時間的に計画をきちんと立てなければ、現状では難しく、3項目がやっただと思う。この3つは重要な計画で、できるできないよりも、しっかりやりたいということだ。他のことはそれができた後で、条例改正により追加できる。

委員 1～3項の議決について現状でも難しいというのなら、この第23条自体を入れることができないと思う。そこまで厳しいと言うなら。1～3項については、特別な委員会が必要ということではなくて、今後出てくる政策について大事かそうでないかと言っても、今出ている3項目と大差ないと思う。第4項目を入れないけれど1～3は入れるという理屈が理解できない。

委員 この特別委員会の中でも、どういうふうにするかという具体的な計画を作っているわけではない。それがきちんとできないと3項目をやっていけないと思う。それができた後で、追加してもいいのではないかということだ。

委員 要望だが、第23条の議決事項を入れるのに、きちんとした態勢づくりが必要ということであれば、それを作っていくことにしたい。

委員 一昨日の、執行者とのすり合わせは、有意義だったと思う。町長は、この条例は素晴らしいものだから、実現するための環境を整えたいと話しておられた。担当課も、この条例を運用していくには予算が必要だという考えだ。だから、この議決事項の条は重要で、（執行者から資料として出された）22項目の施策・計画について本当にできるのか、とても無理だと思った。私は条例制定をしていく中で、議員の発言の自由度、調査活動する上でのやりやすさを保障する事が重要だと考えている。第23条の第4項目も、いずれ必要になるという意味で、先を見据えたところで、入れてもいいと思う。

委員長 個人的な意見だが、私はこの総合計画は重要なので（議決事項に入れるのは）

必要だと思う。ただ、第 2, 3 については入れず、第 4 項目に先ほど意見があったように、「重要と認められるものをやる」とした表現を付け加えればいいのではないか。

委員 第 4 項目を入れるのであれば、私はそれこそ行政側としっかりすり合わせをしておくべきだ。きちんと計画をたてておくべきだと思う。「重要と認められるもの」という曖昧な表現になるのだから、事前調整が必要だ。総合計画とか、地域防災計画などは、策定期間がもう分かっているものだ。それ以外の計画や施策については、議決事項にしようと思いついたところで、前段階ですり合わせる時期を今の時点で決めておかなければならない。

委員 この委員会での議決事項の中に、この第 4 項目を入れるかどうかについて結論を出していただきたい。委員長は先ほど、総合計画と 4 番目だけ残すという意見だったがその理由を伺いたい。

委員長 私は第 4 項目に一文付け加えるという前提で残すことに賛成という意味だ。あと地域防災計画、都市マスタープランについては、まず総合計画で議決がどのように行われるかを経験しながら、後から追加でやってもいいのではないかと思う。今から入れてしまった後で、会議続きでやれ大変だということになっては困る。執行者側も心配している。

委員 総合計画の議決については、(総合計画の中の) 構想の部分を議決という話だったか。

委員 あらゆる計画・施策の中で総合計画は最上位で、議員で共通の認識を持ちたい。都市マスタープランは法により議長が委員として入ることが規定されている。総合計画であれば、14 人の合意を図れるという意味だ。

委員 今までの意見を聞いて、第 4 項目については文面を直していただいて、私は第 4 項目だけでいいと思う。

委員 それはない。地方自治法で定められていることをただ載せているに過ぎないということになる。その中で何を選ぶかが問題だ。

委員 総合計画の構想は議決事項だったのを、地方自治法改正により、そうでなくなったわけで、それで我々は自分たちの権利を保障すべく入れたのであるから、これは入れるべきものだ。私は抽象論のような構想だけでは不足と考えていて、基本計画までは必要最低限議決すべきだと考えている。行政に任せっぱなしで、出来上がってからこんなのではまずいと言っても遅いから、議員が関与していくべきだ。町民にとって、開かれた議会、情報公開された議会というものが重要で、そのために議会基本条例の(早期の) 制定が必要だ。議決項目でもめて時間をかけるなら、(議決事項の) 数を減らしてうまくいくというのなら、それでいいと思う。

委員 総合計画の策定が(法改正により) 議決事項から外れたので、条例には載せた。

それでも議決が必要だと思うからこの条例に載せた。第4項目に書いてあるのと同じではないか。

委員　ここで第4項として書いてあることは、自治法第96条第2項と同じだ。それ以外のことで議決するものを選ばず、この4番目だけ入れるなら意味は無い。自治法第96条第2項に基づいて議決するのであれば、具体的に議決するものを選ぶべきだ。

総合計画は最上階であるという意見も出ていたが、他の施策を含有しているという意味で重要であるということだ。

委員長　議決事項について結論を出したいが、これまでの話を総合すると、総合計画は入れなければということで、都市マスタープランは法により議長が委員に加わっているということで削除しなければならないのかなと思う。地域防災計画のほか、第4項目については「重要と認めるもの」という一文を付け加えるということでどうか。地域防災計画は入れるか。

委員　総合計画を入れれば、2～3を削除して、第4項目の文面を変えればいいと思う。

委員長　それでよろしいか。では条文の変更をお願いします。

委員　第26条の図書資料の充実について、「充実を図る」だけでは不十分で、「有効活用」を加えることとした。

第28条の危機管理ではマニュアルを作成することとなった。

委員　変える部分をいつの部会でやるというのを（この場で決めて）オープンにしてはどうか。

委員長　作業部会の日程はこれまで通り、この場で決めて公表することはない。

委員　作業日程について、今後どうするか考えていただきたい。

委員長　パブリックコメント、タウンミーティングを実施するかを含め、法制上の直しもあるので調整していきたい。

#### ※注1 通年議会の件について

当委員会終了後、同日の午後開催された議会全員協議会において議長より、通年議会を規定するのであれば、議会基本条例ではなく「二宮町議会定例会の回数を定める条例（昭和31年二宮町条例第59号）」の改正において規定されたいとの話があった。